第六十八条の十を次のように改める。

第六十八条の十　削除

第六十八条の十一第一項中「中小連結法人（政令で定める中小企業者に該当する連結法人をいう。）であるもの（第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（同項第七号」に改め、「農業協同組合等」の下に「若しくは商店街振興組合」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、政令」を「政令」に、「限る。以下」を「限るものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下」に、「の償却限度額」を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）」に改め、「普通償却限度額」の下に「（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第三項中「第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額が」を「第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額が」に、「第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額の」を「同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額の」に改め、同条第五項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第六十八条の十三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「減価償却資産（」の下に「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該連結親法人又はその連結子法人の第六十八条の十五の六の二第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、」を加え、同条第四項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第六十八条の十四の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五の四を次のように改める。

第六十八条の十五の四　削除

第六十八条の十五の五第一項中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「第六十八条の九第八項第七号」を「同項第七号」に、「除く。）、」を「除く。）又は」に、「又は前条第一項に規定する政令で定める連結法人」を「若しくは商店街振興組合」に、「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「又は第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用」を削り、同条第二項中「及び前条第二項」を削り、同条第三項中「並びに前条第二項及び第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額が」を「の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額が」に、「第六十八条の十一第二項及び第三項並びに前条第二項及び第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額の」を「同条第二項及び第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額の」に改め、同条第五項中「、前条第五項」を削る。

第六十八条の十五の六の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第一項中「次項及び第三項」を「次項及び第三項第七号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、「及び第二号」及び「当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。）」を削り、「当該雇用者給与等支給額の合計額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額」を「当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額」に、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「百分の三」を「百分の二」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を「第三項第七号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「継続雇用者給与等支給額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の一・五」を「雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額の合計額に対する割合が百分の一・五」に改め、「（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額の合計額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額」を「中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の控除対象雇用者給与等支給額の合計額」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に改め、同項第二号イ中「中小連結法人比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に改め、同号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　国内新規雇用者　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の国内雇用者のうち当該連結親法人又はその連結子法人の有する国内の事業所に勤務することとなつた日から一年を経過していないものとして政令で定めるものをいう。

第六十八条の十五の六第三項第五号を削り、同項第四号中「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「国内雇用者に対する給与等の支給額（次に」を「国内新規雇用者に対する給与等の支給額（次に」に改め、同号イ中「場合　当該」の下に「前日を含む」を加え、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に改め、「各連結事業年度（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「国内雇用者」を「国内新規雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。次号において同じ。）」に改め、「当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）」を削り、「受ける金額」の下に「（雇用安定助成金額を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　控除対象新規雇用者給与等支給額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、各連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額をいう。第十一号において同じ。）に達するまでの金額をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号及び次号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）